

小委員会の設置について

平成 27 年 4 月 17 日
文化審議会国語分科会長決定

1 設置

文化審議会国語分科会運営規則（平成 14 年 3 月 27 日文化審議会国語分科会決定）第 2 条第 1 項の規定に基づき、分科会に次の表の左欄に掲げる小委員会を置き、これらの小委員会の調査審議事項は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名称	調査審議事項
漢字小委員会	常用漢字表の手当てに関する事
日本語教育小委員会	外国人に対する日本語教育に関する事

2 その他

各小委員会の運営に関し、必要な事項は、当該小委員会が定める。